

■ 認定制度概要

日本東方医学会では、人々が中医学による医療・医学の恩恵を受ける、より良い機会を得られるように、中医学の研鑽を積んだ当学会会員を対象に、認定資格を審査の上決定しています。

昭和58年の会設立以来、上記を目的とした認定制度を発足させ、医師を中心に認定資格を発行してまいりました。

より幅広く中医学を医療の現場で実践する医療従事者を増やすため、この度、認定制度を改定しました。

本認定制度が中医学の臨床現場で活かされることを願ってやみません。

■ 申請方法

- ①申請書を事務局へ送付
(申請書は日本東方医学会ホームページよりダウンロードできます)
- ②受験料 (¥5,000) を納付



後日、事務局より認定試験問題を申請者へ送付



試験問題の解答を事務局へ提出



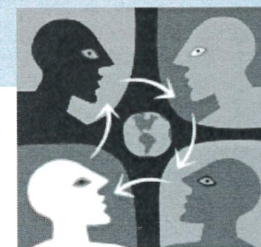
審査委員会で審査の上合否決定、通知



認定の場合、認定料を納付

※受験料・認定料の振込先はホームページにてご確認ください。

新・認定制度



一般財団法人 東方医療振興財団 事務局
〒104-0045
東京都中央区築地 6-4-5-404
Tel : 03-6264-3015
Fax : 03-6264-3016 (平日 10 ~ 16 時)
Email : zaidan@jptoho.or.jp
<http://www.jptoho.or.jp/>



一般財団法人 東方医療振興財団
日本東方医学会
<http://www.jptoho.or.jp/>

■ 認定制度の目的

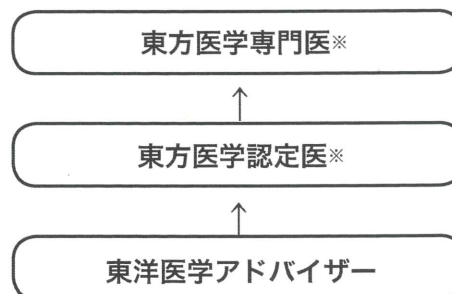
1. 医療従事者として現代中国医学（以下中医学）の広く深い知識と理論を身に付け、現代西洋医学との交流を図ることによって、人々がより良い水準の医療の恩恵を受けられるよう、社会の健康・福祉に貢献する。
2. この目的達成のため、東方医学に造詣の深い医療従事者を多く抱える「一般財団法人 東方医療振興財団 日本東方医学会」は、中医学を臨床現場で活用できる医療従事者を育成するため認定制度を発足させ、各レベルに応じて資格を発行する。

■ 認定基準単位

中医学研修講座の修了 (基礎の部、臨床の部ともに8割以上の出席)	35 単位
中医学研修講座の修了 (基礎の部、または臨床の部、どちらか8割以上の出席)	15 単位
中医学オンラインセミナーの修了	15 単位
鍼灸学セミナーの修了（修了書 取得者）	25 単位
鍼灸学セミナーの1日受講	5 単位
中国医学実践通信講座の修了	20 単位
次のステップを目指す中医学研修講座 (年間8割以上の出席で)	15 単位
学会発表（1回につき）	10 単位
論文提出 (学術誌「東方医学」掲載1回につき)	10 単位
学会出席（1回につき）	5 単位

■ 資格の種類

中医学の知識のレベルに応じて、資格を3段階とする。



※「医」の部分は、対象者に応じて呼称が「鍼灸師」「薬剤師」「看護師」などに変わります。

【資格の詳細】

名 称	東洋医学 アドバイザー	東方医学認定医	東方医学専門医
対象者	規定なし	医師・歯科医師・鍼灸師・薬剤師・ 看護師等、医療に関わる国家資格 有資格者	
在籍年数	規定なし	3年以上	5年以上
単 位	35単位 (中医学研修講座 修了者)	60単位	100単位
必須条件	入会と 年会費の支払	学会発表または論文提出	
認定試験	記述式問題		
認定料	5,000円	20,000円	30,000円
受験料	5,000円		
更 新	5年間に学会へ3回以上参加	5年間に新たに20単位取得	
審査委員	学術委員会で選出		

■ 認定基準

1. 原則として会員であり、「東方医学認定医」は入会后3年以上、「東方医学専門医」は入会后5年以上を経過していること。なお「東洋医学アドバイザー」は入会年数の規定は設けない。
2. 認定を受けるべき基準の内容は単位制によるものとし、規定の単位を取得し且つ認定試験を受験した者について、日本東方医学会審査委員会において審査の上、可否を決定する。
3. 認定基準単位は別記のとおり定める。「東方医学認定医」「東方医学専門医」は学会発表または論文提出を必須とする。
4. 名称は、「東洋医学アドバイザー」「東方医学認定医」「東方医学専門医」とする。
5. 必要な認定基準単位は、「東洋医学アドバイザー」35単位（中医学研修講座修了者）、「東方医学認定医」60単位、「東方医学専門医」100単位とする。
6. 認定料は「東洋医学アドバイザー」5,000円、「東方医学認定医」20,000円、「東方医学専門医」30,000円とする。
認定試験の受験料は一律5,000円とする。
7. 更新は所定の更新申請書により5年毎とし、「東洋医学アドバイザー」は5年間で3回以上の学会出席、「東方医学認定医」と「東方医学専門医」は5年間で新たに20点の認定基準単位の獲得を必須とする。
8. 審査委員は日本東方医学会の学術委員会で選出する。
9. 厚生労働省告示第158号第26号、159号専門医の広告に関する認定は受けないとする。